

2008年11月26日

金融審議会＞第二部会決済に関するWG

委員 佐藤 政行

第10回決済WG（11月14日開催）の論点の整理に関して、ご意見申し上げます。

2. 為替取引に関する制度の柔軟化

(3) その他の資金を移動するサービス

① 収納代行サービス等と為替取引の関係

⇒収納代行サービスは、債権者との契約に基づきコンビニエンスストア等が行う代理受領行為であり、為替取引ではない。利用者がコンビニエンスストア等にて支払い、領収書を受領した段階で債務は消滅し、決済は完了します。利用者からは「資金を移動することを内容とする依頼を受けている」とはいえず、為替取引には当たらないと考えます。

⇒最高裁判例（平成13年3月12日刑集55巻2号97頁）について

「為替取引を行うこと」とは、「顧客から、隔地者間で直接現金を輸送せずに資金を移動することを内容とする依頼を受けて、これを引き受けること、又これを引き受けて遂行すること」とされていることから、収納代行サービスは為替取引に該当する疑義があるとの見方があるようです。→この判決は、いわゆる地下銀行の事案について、個別に事件を処理するために示されたものであり、収納代行や代引きサービスについての法的判断を示したものではないと理解しています。

⇒収納代行サービスは、20年以上の実績のあるサービスで、過去に違法性を指摘されたことはない。又、地方自治体や社会保険庁、国税庁が債権者（委託者）として本サービスを継続的に利用しています。

② 利用者保護について

⇒上記①の通り、利用者がコンビニエンスストア等にて支払い、領収書を受領した段階で債務は消滅し、決済は完了します。支払いに関する情報は、債権者に速やかに通知されます。併せて、POSレジスターでのバーコードスキャンに加え、別途に払込票をスキャンし、データの取り込みを行うなど、処理の正確性も極めて高く、二重払いや誤った督促も発生しておらず、利用者保護は十分に行われている。

③ 債権者保護について

⇒コンビニエンスストア等が代理受領した金銭の引渡しに関するリスクは、依頼者又は収納代行業者が負担する仕組みである。支払いから債権者への送金サイクル

ルは短く（6～7日間）、サービス開始（1987年）以来問題は発生していない。
⇒併せて、債権者とコンビニエンスストア等の契約において、債務保証の設定も可能で、債務保証を行っているケースもあり、リスクヘッジも十分に行える仕組みである。
⇒債務保証のコストについては、債権者よりコンビニエンスストアに支払われる取扱手数料に反映されることとなります。リスクが極めて低いことに対し、コストを払ってヘッジするか否かは、規制によって行うのではなく、債権者である事業者等が判断すべきことと考えます。

④収納代行サービスを利用した不適切な資金移動の防止について

⇒事業者の新規追加については厳格な審査を行っています。業種や事業内容の吟味、公序良俗に反していないか等、徹底した審査を行い、問題が起きないようにしています。万一トラブル発生時は、収納代行会社とコンビニエンスストアが情報共有し、速やかにトラブルの解決・軽減に努める。

※上記に加え、（社）日本フランチャイズチェーン協会コンビニ部会において、自主ルールの策定等、より安全・安心なサービスが行える様、働き掛けをしています。健全な自浄作用も働いており、規模の拡大を理由に、新たな規制は必要がないと考えています。

以上

20JFA協一第 143 号
平成 20 年 11 月 26 日

(社)日本フランチャイズチェーン協会
会長 土方 清

コンビニ収納代行サービスへの規制強化が引き起こす問題点について

コンビニエンスストアが債権者からの委託をうけて金銭の代理受領である収納代行サービスをはじめたのは 1987 年のことであり、その後 20 年にわたり、本サービスはトラブルなく安定的に稼働している。

多数のコンビニエンスストアによる 24 時間年中無休受付という利便性を背景に、本サービスは広く利用者の支持を受けており、現在では年間利用件数が約 7 億件を超える規模に拡大している。

代理受領する金銭の内容についても、電気・ガス・水道・電話などの公共料金や通信販売の代金、さらには国民健康保険料や地方税、年金保険料や国税など多岐に渡っており、既に国民生活になくてはならない重要な社会インフラとして機能していると認識している。

当協会及び加盟コンビニ 12 社は、下記 4 つの理由により、本サービスを実際にご利用頂くお客様及び委託者のため、コンビニ収納代行サービスへは金融業としての法規制をかけるべきではないと主張する。

記

1. 収納代行サービスは為替取引ではないこと

代金の授受はあらゆる経済活動の基本であり、金融業に限らずおよそすべての商取引に必要不可欠の行為である。本サービスは債権者との契約に基づいて各コンビニ企業が行う代理受領行為であり、違法性のある為替取引ではない。過去に違法性を指摘されたこともなく、また各地方自治体や社会保険庁、国税庁が委託者として本サービスを継続的に利用している点からも、本サービスに違法性がないことは明白である。

2. マネーロンダリングの心配はないこと

典型的な為替取引である振込や為替手形取引は、いずれも原因関係たる販売契約・役務提供契約とは別の独立した法律関係を構成するものである。これに対してコンビニ収納代行サービスは、まず商品やサービス等を誰が誰に提供したという明確な原因関係があり、これに相対して発生した払込み票に基づく金銭の授受であるため、銀行の固有業務である為替取引とは質的に異なる。さらに 1 件あたりの平均収納金額は 1 万円未満であり、マネーロンダリングに悪用される危険性は著しく低い。また、過去にそうした事例は発生していない。

3. 利用者保護の体制はできていること

本サービスの実施において、各コンビニ企業は委託者との契約に基づき、代金授受の証しとして利用者へ所定の領収書を発行する。利用者の債務はこの領収書を受取った時点で消滅しており、二重請求の事態は発生しない。このため、本サービスを構成する収納代行業者及びコンビニ企業の状況に関わらず利用者は保護されており、過去に利用者が不利益を被った事例も発生していない。

4. 金融業としての法規制は利用者に悪影響を及ぼすこと

全国 42,000 箇所を超える店舗において、24 時間年中無休で利用できるコンビニ収納代行は日本国民全体にとって有益なサービスであるとまず強く主張したい。また、様々な理由により銀行口座やクレジットカードの保有が困難な国民に対しても等しく利便性を提供できるサービスでもある。今後、本サービスに金融業としての法規制が入り、定期的な査察や報告書提出等が義務化された場合、これは本サービスを構成するコンビニ企業や収納代行業者に更なるコスト負担を強いる結果となり、最終的には現在のサービスレベルが維持できない等、利用者側への悪影響となる可能性が高い。

まとめ

コンビニエンスストアにおける代理受領は、安価なコストで高い利便性を提供できる質の高い公共的サービスであり、また過去に大きなトラブルを一度も起こしていない安心安全なサービスである。

金銭を支払う利用者にとって便利であるばかりでなく、代理受領を委託する側にとっても安価でスピーディな決済手段として機能しており、中小零細企業を含めた経済活動の活性化に寄与している。

社会情勢の変化等に伴うサービス事業適正化はもちろん必要であるが、これは業界の自主ルールで十分に対応可能である。

したがって、当協会及び加盟コンビニ収納代行サービスへ金融業としての法規制をかけることに対して強く反対する。

以上

(社)日本フランチャイズチェーン協会 加盟企業

株式会社エーエム・ピーエム・ジャパン

国分グローサーズチェーン株式会社

株式会社ココストア

株式会社サークルKサンクス

株式会社スリーエフ

株式会社セイコーマート

株式会社セブン-イレブン・ジャパン

株式会社デイリーヤマザキ

株式会社ファミリーマート

株式会社ポプラ

ミニストップ株式会社

株式会社ローソン